

豊中市火災予防条例施行規則の一部改正（素案）

1 改正（素案）の内容

豊中市火災予防条例の一部改正（素案）に規定する林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、気象条件が以下の（１）及び（２）のいずれにも該当し、かつ、これを必要と認めるときに発令します。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能とします。

（１）前３日間の合計降水量が１ミリメートル以下であるとき。

（２）次のいずれかに該当するとき。

ア 乾燥注意報が発表されているとき。

イ 前３０日間の合計降水量が３０ミリメートル以下であるとき。

2 施行日

令和８年１月１日

3 改正の理由等

本規則は、地方自治法の規定に基づく「能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約」により、豊中市のみならず広範囲に山林が存在する能勢町にも適用されることを鑑み、改正するものです。

林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、こうした行為への対策として市長が林野火災注意報を的確に発令し、火の使用制限の徹底等を行えるように発令基準を設けるものです。

施行日は、豊中市火災予防条例の一部改正（素案）に合わせています。

なお、豊中市内に存在する林野は、林野の面積や林野周辺の消防水利の状況等を考慮すると、火災発生時に広範囲に延焼する危険性が低いと考えられることから、豊中市域に対する林野火災注意報の発令は想定していません。

4 条件の考え方

条件の考え方は次のとおりです。

（１）無降水期間が３日程度続くと林床可燃物の含水比が２０％以下（可燃となる水準）になるとのシミュレーション結果があることや直近２０年間の全国の大規模な林野火災２９事例のうち２５事例で前３日間の合計降水量が１ｍｍ以下となっていることから、前３日間の合計降水量が１ｍｍ以下を条件とします。

（２）降水が少ない状態が３０日間程度継続すると、スギ林等の林床可燃物の

深い部分の乾燥にも影響するなど林床可燃物の乾燥が相当程度強まると考えられることや直近20年間の全国の大規模な林野火災29事例のうち11事例で前30日間の合計降水量が30mm以下（日平均1mm以下）となっていることから、前30日間の合計降水量が30mm以下であること又は乾燥注意報が発表されていることを条件とします。